

## 清瀬市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時：令和5年2月13日（月）午後2時より

開催場所：清瀬市役所 4階 研修室3

出席委員：公益 友野 和子、山崎 美和、原 和弘、小西 みか  
医療機関 佐々木 秀次、阿久津 七光、岩崎 敬司  
被保険者 木村 則男、尾崎 彰一郎、杉本 美恵、村野 和美  
被用者保険 仁平 義和  
欠席委員 大塚 健司、柏原 達象、岩田 英明

理事者側等出席者

澁谷市長、瀬谷副市長、矢ヶ崎生涯健幸部長、田中保険年金課長、高橋徴収課長、  
石川健康推進課長  
(事務局として、神谷国保係長)

### 1. 議題

- (1) 令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- (2) 令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- (3) 清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 2. 報告

第2期清瀬市国民健康保険データヘルス計画中間評価

### 3. その他

市長

(挨拶)

事務局

(委員紹介、市長退席、会長に引き継ぐ)

会長

令和4年度第2回清瀬市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は雨の中、足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。まず初めに、本日の配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。それでは早速、議題の方に入らせていただきます。

初めに、本日の議事録の署名委員の方を指名いたします。

村野委員、仁平委員のお2人をお願いします。なお、本日の会議におきまして新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して進行していきたいと思いますので皆様のご協力をお願いします。

では議題1、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案について事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。質問はありますか。

無いようでしたら、清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について賛成する方は挙手をお願いいたします。

全員賛成

会長

賛成全員ということで令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案について本協議会として了承することにいたします。

続きまして、議題1(2)令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算案についてでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。質問をいただきたいと思います。

委員

納付金について4(1)番のところを見ると、1人当たりの納付金が令和5年の見込みで15万9,235円、これが前年比で7,191円値上げになっている。この間上がってきていて、

令和2年度は特別な例なので、その1つ前の令和元年度、これは都道府県化をした次の年になると思うが、この年と比べると、1万7,480円、納付金は、値上げしていることが計算してみても分かった。

かなりの、スピードで値上がりはしているのです、これについてのご見解を伺いたい。こういうふうに、料金がどんどん上がってきている時は、都や国が負担軽減の激変緩和策があるということを知っているが、今回そのような財政支出がされているのか。

次に均等割の軽減、6ページの7番のところについて実績を伺う。子どもの均等割減免の清瀬市独自の部分が、今年度で終了するということだと理解している。この市独自で267万ほどの部分が、今後は使われなくなるが、東京都26市の中で、今清瀬市を含めて7市が、この子どもの均等割の軽減をしている。昭島市、東大和市、清瀬市、狛江市、武蔵村山、あきる野市、武蔵野市、他の市は今後やめる傾向にあるのかどうか伺いたい。

それから、同じく資料の8ページ10番(1)の限度額の引き上げについて、資料の※のところでは影響世帯数が34世帯で調定額別影響が300万円とあり、影響世帯数35は随分少ない。この調定の処理の影響額300万円に相当する世帯は何世帯あるのか。

また、コロナとか、物価高とか、生活費がかなり、目減りしてしまっていて困っている市民のことをよくが、資格証と短期証の発行がどうなっているのか現状を伺いたい。

## 事務局

ご質問ありがとうございます。

まず1点目、納付金の推移のところでございます。

令和4年度、令和5年度に限りましては、納付金が1人当たり医療費の増額ということで、東京都からの説明がありまして、増額している状況でございます。

また、令和4年度以降については、東京都の方で決算余剰金が発生しまして、前々年度の決算額の確定に伴いまして、この決算の余剰金で翌々年度の納付金から減算をしておりました。その余剰金につきましては、歳入歳出の収支から国への返還金等除いた金額でございます。それが令和2年度の余剰金については、納付金決算見込み額が約144億円ございましたが、その年においては、余剰金の減算を行わず、令和3年度のコロナ前の医療費水準に戻ってきたという状況がございましたので、医療給付費に充てるため減算を行いませんでした。

令和5年度においても、令和3年度の東京都の決算状況でございますが、差引額が202億円、国庫返還等の見込み額が約190億円、決算余剰金として約12億円、見込みでございますけれども、その分を令和4年度の医療費に充てるということでございましたので、令和3年度までは、その余剰金を翌々年度の納付金から減算をしておりましたが、令和4年度・5年

度に限っては、東京ではそういった方針ではなかったことから、納付金が伸びている状況も  
ございます。

また激変緩和措置でございますが、こちらは平成 30 年度の制度改正に伴いまして、6 年  
間の激変緩和措置で国の方の交付金ございましたが、平成 30 年度からだんだん減っていつ  
て、6 年度で、国の方の激変緩和措置は終了ということでございます。  
なお、令和 4 年度、令和 5 年度の納付金の増額に伴いまして、市長会等を通じまして、東京  
都独自の補助と、国からの交付金等の増額を毎年度要望しております。

また、6 ページの均等割額減免でございますが、清瀬市も含めて 7 市が令和 4 年度に実施  
している状況でございます。

各市の状況につきましては、まだ情報収集ができていませんが、条例に定めて実施をして  
おりますので、各市 3 月議会に上程されるような形と考えております。現時点では、継続等  
の情報は掴めていません。

次に、8 ページの課税限度額の見直し、後期高齢者支援金等の分でございますが、影響世  
帯数を 34 世帯と資料でお示ししておりますが、こちらが 2 万円上がった場合に減少する対  
象世帯数でございます。22 万円に引き上げた場合の限度額超対象世帯数は 127 世帯でご  
ざいます。

最後に、資格証・短期証の状況でございます。

現在、資格証の発行はおりません。また短期証につきましては、有効期間 6 ヶ月の所でご  
ざいますが、日にちが前で申し訳ございませんが令和 4 年 9 月 1 日現在の状況ございま  
して、120 世帯、217 人という状況でございます。以上でございます。

## 委員

つまり、納付金が上がってきたのは、東京都がこれまで行ってきた減算をやらなかったと  
いうことなのか。それから国が行ってきた激変緩和策ももうやらなくなったということか。

それに加えて、1 人当たりの医療費も上がり、医療費自体が増えているので、やはり国保  
のそういう制度自体の矛盾で、資料の概要にも書いてあるように、医療が必要な高齢の方が、  
医療費がかかり、そこから計算すると納付金が高くなるので、それをどのように清瀬市が払  
っていくのかを伺いたい。今回は保険料を増やさず、繰入金を増やして対応したということ  
だと思う。この努力は大変ありがたい。

6 ページに書いてある財政健全化計画の中で、繰入金は無くせと言われていた中で、赤字  
を解消する計画が、令和 5 年度で 7 億 3,300 万ということで、一番下の行の削減額だと、平  
成 30 年度からは 2 億 1500 万円なので、とても追いつかない状況である。これをやるため

に、保険料を上げていくというのは、大変なことだと思うので、そのあたりの考えを伺いたい。

先ほど、国と都の負担軽減を具体的にしていくための財政措置・補助を市長会からも求めているということを聞いているが、これからの6年間の財政健全化計画をどうするつもりなのか。

均等割の軽減について、他市でやめたという情報はないということか。狛江市は今年から始めると聞いている。どのような情報を持っているのか詳しく教えてほしい。

子どもの均等割は半額補助しているから、この補助をなくすと、1万9,000円負担が増える。対象にしている方は所得300万円以下の低所得者層なので、その1万9,000円かける子どもの人数が、突然1年間でボンと増えてしまうのは、負担になる。今のこの電気代が上がり物価が上がりという時にそれをやるというのは過酷だと思うので、そのあたりもう少し検討していただきたい。均等割軽減は続けるべき。国の負担は学校に上がるまでやってくれるようになったが、小学校に上がったら、負担が増えるので、これは子育て支援にも逆行していくので、ぜひお願いしたい。

それから、限度額引き上げについて、127世帯であると了承した。限度額に達する収入というのがいくらの方が対象か伺う。応能負担で限度額を引き上げていくことに関しては、異論はないが、均等割は収入が少なくても保険料は均等割が子どもの数分、家族の数分も増えていく。その結果、限度額に達していくという方がいるわけで、そういう方の負担が、増になってしまうというのはよくない。限度額がいくらになると上限に達するのか。

資格者・短期証について、必要な場合、取りに来るまでずっと留め置いて、市役所の方で留め置いてしまうと、今まだコロナが、大変な時なのですぐ病院に行きたいというときに、行けないとなると大変だ。今の感染症などの情勢を見て、すぐに郵送するようにしていただきたい。

## 事務局

初めに財政健全化計画の件についてでございます。

まず昨年度、本協議会におきまして、財政健全化計画に基づきまして、ご審議いただきました。この場をお借りしまして、御礼申し上げます、ありがとうございました。

税率改定の見直しというのも、計画に基づいて実施していかなければならないというような状況であると考えて、答申いただきました。収納率の向上とか、医療費の適正化、保健事業等の実施に伴って、健康な方を増やしていこうという、国の方の指針でございますので、そういった適正化の部分を進めていきたいと考えております。

保険税率の見直しというのも、考えていかなければならないということもございまして、

現在の状況も、社会情勢等もございますので、そういったところも踏まえながら、財政健全化計画が令和5年度までとなっておりますが、また東京都等からの今後の方針については示されておられませんので、令和5年度になりましたらまた東京都の方と協議をしまして、どういうふうに、一般会計からの繰入金について進めていかなければいけないのかということも踏まえまして、検討をしていきたいと考えております。

次に、子どもの均等割減免でございます。

狛江市は、令和4年度から開始をしたものでございます。

なお、令和4年度から、未就学児の均等割の軽減がスタートしました。こちらは国の制度に基づいて実施しているものでございますが、この制度が導入されたことに伴いまして、国から指針が示されております。保険料算定にあたっては、政令で定める基準に従って、条例で定めることとしておりまして従うべき基準とされております。このため国税の賦課をする際に、国の基準を超えて、独自に保険税の減額賦課について、条例を定めることができない仕組みとなっております。

なお、未就学児の均等割保険料の軽減制度については、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険料の負担の軽減を図る趣旨で実施しております。こういった基準がございますので、市独自で画一的な基準で、減免を行うことは、適切ではないと方針が示されております。

また昨年の令和4年9月に清瀬市は東京都の指導検査を受けまして、令和4年度から国の制度が導入されましたので、市独自で行っている、子どもの均等割減免については、適切でないという指導を受けているところでございます。ですので、そういった状況を踏まえて、各市今後の継続については検討しているという状況でございます。

まだ、3月議会等でご審議いただくことになると思いますので、現状では、そういった国の方針を踏まえて、各市で今後どうするかを検討している状況と聞いております。

次に、限度額基準の収入でございますが、年度課税限度額に達する世帯所得のモデルケースで言いますと、収入で見ますと、1人収入のある世帯では、給与収入が1,365万円。1人収入があつて2人世帯ですと、1,315万円。3人世帯ですと、1,255万円、という金額となっております。

## 事務局

短期証・資格証について、対象は6ヶ月ずつの更新になるわけで、その際にご相談をいただいたり納付計画を立てていただいているというような状況でございます。今はコロナの関係もございますので、その6ヶ月の更新の際に、その前に取りに来てくださいよ、ご相談をお受けしますよというお話をさせていただいて、書面でその旨を郵送させていただいているのですが、委員のおっしゃった通り、コロナのこともありますので、その前に郵送でい

ただけないかというようなお話いただいた場合は、臨機応変に対応させていただいている状況でございます。

## 委員

短期証の件は了承した。

法定外繰り入れに関しては都と話し合いをしていながら、これからの6ヵ年の計画を立てていくことになる。市民の負担が重過ぎるという状況と、市長会でもまとめている国の補助金が増えないと、これは変わらないのだということを強く言っていただいて、保険税の値上げができないことを訴えていただきたい。何とか市民の負担を増やさない方向でやっていただきたい。

それから、均等割について、1人世帯で1,360万円以上、子どもや家族がいる場合には1,255万円くらいだと、最大の104万円位の保険料になる。一方、協会けんぽの限度額は1,626万円が最大になる。その保険料は、2号の保険料を払っている方だと95万4,924円で、100万円になってない。

市長会からも要望しているが、協会けんぽとの差がどんどん広がってきているという、そこやはり問題である。それに加えて、均等割があるために1,255万円の方とか、さらに4人子供がいたらさらに1,200万円位の収入でも104万円を払っていかなければならない。そういう状況になっていくので、国保に関しては均等割のこの矛盾が解決しない限り、単純に応能負担でここを増やしていけば大丈夫だろうというふうには言えない。その辺りのことをよく配慮していただきたいと思うし、こういうところがあるのでこの予算には賛成できないと思っている。

子どもの均等割軽減についても、国の方で適切でないという表現をされているということを知っている。また他市がどういうふうに出るかも気になる。一方で、国民健康保険法の中では、市町村及び組合は、条例または規約の定めるところにより、特別の理由があるものに対しては保険料減免ができる、その徴収猶予ができると法律で決まっている。そこに関してはどうなのか。

実際に財政健全化計画でも、これまでずっと子どもに対する均等割の軽減は、これは削減すべき赤字の対象にはしないということだったはず。そこは財源を市から出してもいいということだったと思う。これが、突然適切でないとと言われてとても納得がいかない。続けられる方法を考えて、続けて行っていただきたい。

## 事務局

初めに子どもの均等割減免の適切ではないという、東京都及び国からの考えでございますけれども、こちらの方は、特別な事情というのが、子どものいる方が特別な事情に該当するかということも、平成30年度から当市においても、実施する際には考慮した部分でござ

います。

子どもがいるという家庭が、特別な事情に該当するとは難しいというところもありまして、基準を定めてそれぞれ人数とか所得とかを踏まえて、実施をしてきたところでございます。また、子どもの均等割減免の、赤字繰入ではないというところですけども、ここも国の方から指針が示されまして、赤字繰入になるという方針が示されております。

委員

子どもの均等割の軽減について、そもそも始まったのはどのような目的なのか。

事務局

平成30年度に国保制度の大きな改正がございまして、これまで市が保険者として実施してきたものを、東京都が広域化し都道府県単位化されました。そこで、保険税について、それまで4方式だったものを、東京都に合わせて2方式の均等割と所得割のみにしております。

また赤字繰入の部分がございまして、税率改定も30年度にしたところがございます。

そういったことを受けまして、保険税が引き上げられたことに伴って、子育て世代の負担が増えてしまっただけではないというところから、5年間激変緩和措置として、子どものいる家庭について、軽減をしようというところも審議をしていただきまして、実施してきたという経緯でございます。

委員

令和5年はもう均等割軽減はしないということだが、激変緩和という目的は一定程度達成されたのか。

事務局

令和4年度から国の制度としまして、未就学児に係る均等割軽減も全世帯を対象にスタートしました。こちらの方は全国知事会、市長会、町村会等の地方側から、平成27年の国保の制度改正時に、参院の厚生労働委員会でした附帯決議で引き続き議論するという方向性が示されまして、現在においても未就学児という年齢制限付きの5割軽減がございまして、昨年6月の付帯決議の際にも対象者の拡大等、公費拡大というところは、引き続き議論するということが示されていますので、今後の国の動きをどういう制度に進んでいくか注視していきたいと考えております。

会長

他にご質問はありますか。

ないようですので、令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算（第2号）案につい



て賛成する方は挙手をお願いいたします。

賛成者多数

会長

令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算（第2号）案については、賛成多数ということで本協議会として了承することにいたします。

続きまして、議題（3）清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について事務局より説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

質問はありますか。

特にないようですので、清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成する方は挙手をお願いいたします。

全員賛成

会長

賛成全員ということで、清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について本協議会として了承することにいたします。

続いて次第の2、報告事項についてです。第2期清瀬市国民健康保険データヘルス計画中間評価事務局より説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

何かご質問はございますでしょうか。

資料がカラーで分かりやすくなっていました。今日配布した資料のため、また何か質問があった場合はご質問ください。

他に無いようでしたら、第二期データヘルス計画中間評価は報告事項でございますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

ご審議をいただきました令和4年度、清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案、令和5年度給清瀬市国民健康保険事業特別会計予算案、清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、来たる3月議会に提案をさせていただきます。以上です。

会長

それでは以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。皆様ご協力ありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し、その正確なことを証する為ここに捺印する。

会長 友野和子 印

委員 村野和美 印

委員 仁平義和 印